

法務大臣 金田勝年 殿

ウガンダ人女性に係る迅速な難民認定及び在留資格の付与を求める申入れ

2016年8月18日

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室
全国難民弁護団連絡会議

はじめに

本年7月28日、名古屋高等裁判所民事第3部（揖斐潔裁判長、唐木浩之裁判官及び福田千恵子裁判官）において、ウガンダ人女性についての原判決を取り消し、難民不認定処分、在留特別不許可処分及び退去強制令書発付処分をいずれも取り消す旨の判決が下され、国の上告が2016年8月12日の経過までに提出されず、同判決が確定しました。私たちは、この判決を心から歓迎すると共に、当該のウガンダ人難民に対して迅速に難民認定を行い、在留資格を付与することを求めます。

事実の経過

当該のウガンダ人女性は、本国ウガンダで夫や子どもたちとの家族生活を営みながら、政治活動にも従事していたところ、ウガンダ当局等から重大な身体的な危害を受け、更なる迫害の危険から逃れるために日常生活を捨てざるを得ず、2008年、単身、特に縁もゆかりもなく、親類もいない本邦に避難してきました。2009年11月に法務大臣に対して難民認定の申請をしましたが、2011年に難民不認定処分を受けたため、異議を申立てると共に、名古屋地方裁判所において、同処分の取消等を求めて提訴しました。その後、2014年に異議申立てが棄却され、2016年1月には名古屋地方裁判所から請求を棄却する旨の判決を下されましたが、本年7月28日、名古屋高等裁判所において、当該のウガンダ人女性の難民該当性を認め、一審判決を破棄し、難民不認定処分と退去強制令書発付処分を取り消す判決が下され、確定しました。

当該ウガンダ人女性の生活状況

当該のウガンダ人女性が迫害を逃れて来日して難民認定申請を行ってから既に7年弱の年月が経っています。同人はこの間、在留資格がないままに、就労も許可されず、仮放免という立場で収容に怯えながら、物質的にも精神的にも極めて厳しい生活を送ってきました。母国に残してきた夫や子どもとは連絡が取れない状況が続き、事実上身寄りのない、親族の保護を受けることができないことも同人の不安を増大させています。難民認定の申請をして以来、RHQ（公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部）から保護費を受給して生活をしていましたが、2014年の異議棄却決定を受けてからは現在まで保護費

も止められています。物質的・精神的な重圧が極限に達し、夜半に支援者に泣き崩れながら電話をしてくることもありました。

判決確定により、退去強制令書の発付処分が取り消されていますが、在留資格が付与されないままの不安定な状態が継続しています。当人は、仮放免許可の状態が解除され、これからは自由に国内を移動してよいと入国管理局の職員から伝えられたとのことですが、これまで街中で警察官からの職務質問をたびたび受けてきた経験から、何ら本邦における身分証明書がない、仮放免許可さえもない状況に大変困惑しています。判決が確定した今も当該ウガンダ人女性は、法的地位と身分の不安定な状況は変わらず、怯えながら生活しているのが現状です。

結語

当該ウガンダ人女性が本邦で保護を求めてから7年弱が経過しているという事実を重く受け止め、また今回、名古屋高等裁判所の揖斐潔裁判長らにより、控訴から6カ月以内の短期間で判決が出されたことに留意し、難民の迅速かつ適切な保護の観点から、当該人の安心を確保すると共に迅速に人生の再スタートを切れるよう、当該ウガンダ人難民への早急な難民認定及び在留資格の付与とその告知を法務大臣に求めます。

以上

《問い合わせ先》

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室
〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30
丸の内オフィスフォーラム 7F
川口法律事務所内
電話：070-5444-1725 Fax：052-308-5073
E メール：info@door-to-asylum.jp
URL：http://www.door-to-asylum.jp

全国難民弁護団連絡会議事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷
1-18-6 四谷プラザビル 4 階
いずみ橋法律事務所内
電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543
E メール：jlnr@izumibashi-law.net
URL：http://www.jlnr.jp